

平成26年10月10日
独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）の
生産者積立金の免除牛に係る補填金単価（概算払）について
【平成26年8月分】

平成26年8月に契約生産者が販売した交付対象牛のうち、旧肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成22年4月23日付け22農畜機第547号）の附則9、17及び20により生産者積立金の納付が免除された契約肥育牛並びに肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成25年4月1日付け24農畜機第5478号）の附則11により生産者積立金の納付が免除された事業対象牛に適用する同実施要綱附則9の概算払の補填金単価については、下記のとおりです。

なお、補填金単価の確定値については、11月上旬に公表する予定です。

記

肉専用種	交雑種	乳用種
15,100円	47,400円	41,100円

注1：平成23年度第2四半期以降の補填金について、月毎に支払う方式としています。

注2：平成26年度より、四半期の最終月以外に販売された交付対象牛について、肥育牛補填金の概算払を行うこととしています。
精算払については、四半期の最終月の補填金交付とあわせて行います。

注3：概算払は、配合飼料価格安定制度の当該四半期の補填金がないと仮定して計算した額より4,000円を控除した額としています。
ただし、控除した額が1,000円未満の場合は概算払を行いません。

注4：補填金交付額に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価を減額することがあります。

注5：平成26年度より、消費税抜きで算定しています。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
担当：高城、渡辺
電話：03-3583-8562

補填金単価の算定(生産者積立金の納付が免除されたもの)

[平成26年8月]

単位：円／頭

区 分	肉専用種	交雑種	乳用種
全国算定値 (A)	20,200	63,200	54,800
4分の3相当額 (A)×3/4	15,100	47,400	41,100
補填金単価(概算払)	15,100	47,400	41,100

注:補填金単価(概算払)は、1,000円以上の場合は100円未満切り捨て、1,000円未満の場合は補填を行わない。